

長い間、同一の産業廃棄物処理委託契約書で契約されているお客様へ

日頃より、当公社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、事業者はその排出する産業廃棄物の処分を他人に委託する時は、許可業者と書面による委託契約を締結しなければならず、その契約書には、委託する産業廃棄物の種類および数量など一定の事項について記載しなければならないことになっています。

今般、当公社の管理型最終処分場への産業廃棄物の受入れを停止するにあたり、今後は安定型最終処分のみ契約となるため、令和2年6月30日以前に委託契約をされているお客様におかれましては、次回搬入時に、新しい契約書へ更新させていただきますので、引き続きご利用いただきますようお願いいたします。

なお、長い間ご利用がないにもかかわらず、古い契約のまま残っておられる事業者の方も多数おられます。福井市からも、実態に即したものとするように強く指導されていることもありますので、たいへん僭越ではございますが、再来年の令和4年3月末までに契約の更新がなされない場合は、その時点でいったん契約を終了させていただきます。ご理解とご協力を、お願いいたします。

令和2年11月16日